

羽出浦屋敷畑地檢地帳

漁村羽出浦にある庄屋文書 (五)

賛助会員 安部弥右衛門

享保五年(推定)

羽出浦屋敷畑地檢地帳

畑方

羽出浦地下

一屋敷 拾六間三尺四寸 拾間一尺八寸

伝右衛門

同所

一屋敷 九間四尺 八間三尺

孫兵衛

同所

一屋敷 拾七間八尺九寸 八間五尺一寸

興兵衛

(註) 一、八五間カキト、従つて次ノハ八五一間と有リ、此ノ資料ナベテ此レに倣フ。

同所

一屋敷 拾七間七尺四寸 四間式尺五寸

五郎兵衛

同所

一屋敷 拾四間五尺八寸 三間四尺五寸

久兵衛

羽出浦地下

一屋敷

六兵衛

(註) 縦横間敷ノ記入なし、けだし後記(頁段)カキテある。

同所

一屋敷 拾参間式石五寸 四間八尺

吉右衛門

同所

一屋敷 拾七間八尺八寸 参間壹尺六寸

清太郎

同所

一屋敷 四間三尺四寸 三間六尺八寸

善吉

同所

一屋敷 八間式尺式寸 式間八尺

忠兵衛

同所

一屋敷 八間四尺 本間式尺七寸

市兵衛

同所

一屋敷 七間五尺式寸 式間七尺七寸

伊兵衛

同所

一屋敷 九間 四間七尺三寸

四郎兵衛

同所

一屋敷 九間七寸 四間七寸

喜兵衛

羽出浦地下

一屋敷 八間六尺五寸
三間三尺四寸

左市郎

同所

一屋敷 拾五間八尺三寸
七間七尺九寸

土兵衛

同所

一屋敷 拾參間五尺七寸
參間五尺六寸

九郎兵衛

同所

一屋敷 六間四尺六寸
五間六尺六寸

清右衛門

同所

一畑 五間七尺五寸
式間六尺五寸

六兵衛

同所

一屋敷 式間
三間三尺

理兵衛

同所

一屋敷 三間二尺五寸
二間九尺五寸

同 人

同所

一屋敷 六間二尺五寸
四間式尺五寸

甚八

同所

一屋敷 拾壹間式尺
三間三尺九寸

千四郎

同所

一屋敷 五間八尺二寸
三間六尺五寸

兵次郎

同所

一屋敷 五間
三間九尺八寸

羊兵衛

同所

一屋敷 三間五尺
三間

勘太郎

同所

一屋敷 七間八尺
四間五尺九寸

長五郎

同所

一屋敷 拾式間六尺
七間三寸

太兵衛

同所

一屋敷 八間三尺五寸
五間四尺八寸

與三兵衛

同所

一屋敷 拾間八尺七寸
拾間四尺三寸

次兵衛

同所

一屋敷 八間四尺九寸
五間五尺八寸

同 人

同所作網代

一屋敷 拾壹間四尺八寸
六間五尺八寸

庄兵衛

同所

一屋敷 拾式間八尺
八間七尺三寸

同 人

同所 作網代

一屋敷 九間
六間八尺

七郎兵衛

同所

一屋敷 五間七尺五寸
五間七尺五寸

庄兵衛

同所

一屋敷 七間五寸
四間八尺五寸

市郎兵衛

同所

一屋敷 九間七尺
拾間四寸

長右衛門

同所

一屋敷 八間
三間八尺五寸

左平次

同所

一屋敷 四間
式間五寸

同人

同所

一屋敷 八間三尺
三間五尺

清三郎

同所

一屋敷 三間四尺八寸
式間三寸

同人

同所

一烟 六間七尺四寸
三間一尺三寸

長右衛門

同所

一 四間
四間三尺四寸 (註以下地目ヲ記載ス)

長五郎

同所

一 五間八尺
三間五尺五寸

六兵衛

同所

一 拾五間六尺四寸
四間八尺七寸

清太郎

同所

一 八間
八尺

長右衛門

同所

一 八間
四間

庄兵衛

同所

一 三間
一 間

長右衛門

同所

一 拾三間
三 間

清三郎

同所

一 三間
一 間
一 拾五間
式間

庄兵衛

同所

同人

同依網代

一 三間

庄兵衛

一 六間

甚八

同所

一 參間五尺

同 人

一 貳間

庄兵衛

一 三間五尺

同 人

同所

一 五間

次兵衛

一 四間

同 人

同所

一 三間

庄兵衛

一 六間

觀音堂屋敷

同所

一 四間

同 人

一 三間

同 人

十月朔日

居浦 上畑

一 八間四尺二寸

兵次郎

一 四間

平四郎

同所

一 五間

同 人

一 參間五尺

水郎兵衛

一 五間

同 人

一 貳間

同 人

一 五間

平四郎

一 五間

平四郎

一 四間

平四郎

一 貳間

平四郎

一 四間

北郎兵衛

一 五間

理兵衛

一四間

清太郎

一 大間 式尺

六兵衛

一四間

忠兵衛

一 式間 六尺

五郎兵衛

一 式間 六尺

左次兵衛

一 式間 五尺

清次郎

一 式間 六尺

善吉

一 式間 七尺

与兵衛

一四間

同人

一 式間 七尺

孫兵衛

一八間 吉間 五尺

市兵衛

一 式間 五尺

清次郎

一六間 一四間 二尺

吉右工門

一 屋敷 拾七間 七尺五寸 四間 三尺五寸

六兵衛

一 二間 五尺

久兵衛

(註) 五間目と前ノ間尺記入多クハ、此ノ内ニテ、

一 三間 九尺

善吉

享保十五年

羽出浦新畑内檢地帳

一 拾式間 拾式間

久兵衛

小谷干浜 上

羽出浦

一 拾間 拾間

六兵衛

山 下 一 三間 三尺 三歩

平次

一 六間 八尺

久兵衛

山 下 一 三間 六尺 式歩

右 同人

一 拾間 拾間 拾間 三尺

清太郎

山 下 一 四間 四尺 式歩

右 同人

大倉尾ノ上

山下ノ一 六間二尺 式拾五步 七郎兵衛

同所

山下ノ一 四間 八步 右同人

同所

山下ノ一 五間 拾志步 右同人

同所

山下ノ一 六間 拾志步 右同人

同所

山下ノ一 拾六間 拾八步 右同人

同所

山下ノ一 拾七間 式拾步 右同人

同所

山下ノ一 十六間 拾九步 右同人

同所

山下ノ一 十四間八尺 拾五步 右同人

同所

山下ノ一 十四間三尺 拾八步 右同人

同所

山下ノ一 十五間八尺 拾叁步 七郎兵衛

同所

山下ノ一 十一間 拾三步 右同人

大倉尾ノ上

山下ノ一 十間 拾志步 右同人

同所

山下ノ一 十間 拾步 右同人

同所

山下ノ一 十九間 廿三步 右同人

同所

山下ノ一 十六間 十九步 右同人

同所

山下ノ一 五間 六步 右同人

同所

山下ノ一 拾三間 十六步 右同人

同所

山下ノ一 拾志間 廿二步 右同人

同所

山下ノ一 六間 廿四步 右同人

旭反別合 志反八畝拾拾

右者羽出浦新畑内檢地仕書付指上候様被為 仰付候ニ付
庄屋地目付地主惣百姓共不致立会吟味仕畑反別位付等
右書面之通少炭相透無御座候段如件

享保拾五戌年九月

羽出浦庄屋	庄	三	郎
地目付	七	郎	右衛門
頭百姓	次	兵	衛
同	清	左	衛門
同	兵	衛	衛

(註) 各筆共山 下々の三文字を記載してゐる。この山は山畑
の意、下は下畑の意で、租税賦課上必要な等級の記載
と考へられる。(あと書番照のこと)
これらの山畑は許可を願つて藩公所役の山を開墾したも
のりようである。廣徳年代の古文書にも見かる。

あとがき

前記享保五年檢地の分は、その以前からある屋敷と田
畑とを檢地し(羽出浦には水田は一枚もない)、同十五日
檢地した分は、其の後に開墾した新畑を檢地したもので
ある。それについてははじめ私は、四間一八尺、二間
七尺一五間九尺などの數字を奇異に感じ、殆んど解釈
に困つた。しかし間もなくその尺寸で表わされているの
は凡て一間以下の小敷部を仮りに尺寸で呼んでいること
がわかつた。このことについて大分図書館にきいたら、
「新田檢地御條目」のコピーを送つて下さり、その中に
次のようである。

一間敷の端尺は六寸・一尺二寸・一尺八寸・二尺四寸・三尺・四
尺二寸・四尺八寸・五尺四寸・六尺二寸尺に不定の分は拾
之云々

昔日神の権力者が、徴税又は政治上の必要から、自己
の勢力の及ぶ範圍の土地を檢地しており、その中でも大
化の改新の時の檢地と、天正年代に行われた太閤檢地と
が有名な様である。

天正十七年の檢地條目では「田畑、屋敷共に五間一六
十間の定、三百歩二徑打可仕事」(片桐文書)とあり、又天
正十九年の條目には「田島、屋敷共、六尺三寸の棹を以て
五間に六十間の印、一段に相定候事」(上原記録)とある。
そして畑の等級は、上畑(一五二斗)、中畑(二石)、下畑(八斗)
下畑(五斗)と定めて課税の標準とした、とある。

これらに見て享保十一年制定にかゝる「新田檢地條目」
によるもので、その全文は省略するが、その後書にもあ
る如く、当時「關東所々の新田畑、並に見とり場檢地
候につき」定められたものであつて、ある特定の新田の
檢地を目的としたものではない。そしてそれが爾後の
新田檢地の一般の準則となつたことは、「地方瓦割録」に
「古新田檢地條目享保十一年相究、其後は右御定法を
以て、御料私願とも致檢地事也」
とあるに依り、之れを知る事が出来る。(後略)

(註) 本文に述べし如く、享保十一年の檢地條目は特に
新田の檢定を目的とするものであり、それ以前には
古畑や新田も同一の條目により檢地せられていた。
(後略)

(備考)
右によつて、享保五年行われ天羽出浦の檢地も、この
條目の定めと同一の方法で檢地を行つたことは明ら
かである。
(おわり)

(おこしあり)
前号10ページ最後「寛永二十三年の田畑永代売禁令」紙面不足で省
略したが、参考までにその全文をかかげる(次頁)
(编者)

田畑永代売禁令

一 身上能く百姓は田畑を買取、弥宜成、身不成昔は田
島令、沽却、猶々身上不可成之間、向後田畑売買可多
停止一事

(古の禁令をおかした時の処分)

田畑永代売却御仕置

一 売主窄食之上追放、本人死候時は、子同罪。
一 買主過急窄、本人死候時は子同罪、但し買候田畑は
売主の御代官又は地頭に取上之。

一 証人過急窄、本人死候時は、子に構なし。
一 債に取候者、作り取りにして債に置候者より年重相
勤候傳ハ、永代売買同然之御仕置、但し親類債といふ。

右之通田畑永代売停止之旨被御出候。

寛永二十年の田畑永代売禁令から八十年後吉宗の時代には、この禁令は有名無実になつていた。売買は出来なかつたが、貸入れの形式は認められていた。貸流は出来なかつたが、結局は売々と同じで、田畑の移動兼併は行われていたと云ふことである。

(要部)

佐伯市史編纂のこと登足す

八月二十四日、最初の編纂委員会

かねて各方面から希望されていた「佐伯市史」の編纂発行のこと、市制施行三十周年の行事として具体化し、山内武麒氏(外会賛助会員)と委員長とし、外十名の委員を以て登足した。事務局を市公民館内に置き、市会相柴幹事が編集事務とすることとなつた。御協力下さい。

研究

八坂神社御神幸祭

佐伯地方の祭祀 (十一)

会員 五十川千代見

これは南海部郡弥生新大字江良の、祇園に鎮座する八坂神社(俗に祇園さんと呼ぶ)の秋の大祭である。毎年十月十日(昔は陰暦十一月十日)に、同切畑村の人によつて奉納される。然し、最近では昭和三十九年に御神幸祭が執行され、それ以後はとどまっている。祭に祭礼だけは細々と続けられて、佐伯神樂が毎年奉納されている。

御神幸行列の順序

- 猿田彦 一名 (祇園組)
- 御神号旗 二名 (久土組)
- 五色御旗 十名 (細田組、尾岩組)
- 御弓 十名 (細田組、尾岩組)
- 鉄炮 十名 (細田組、尾岩組)
- 御籠 十名 (千井組、宮殿組)
- 御先乗騎馬 神職
- 大傘 一名 (久土組) 一乗馬の神職を傘に入れる
- 神台 二名 (千井組)
- 乙女 一名
- 大傘 一名 (石内組) 一乙女を傘に入れる
- 御子方 前染 (江良組、祇園組)
- 奉幣 一名 (祭員) 奉幣の役